

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 入間市介護保険料減免申請のご案内（令和4年度）

平素より本市の介護保険料の納付につきましてご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
介護保険料の減免申請の際は、申請書類にご記入のうえ、必要な添付書類の写しやご本人確認のための身分証明のできるものの写しなどと合わせてご提出いただきますようお願い申し上げます。
※申請を受けてから減免の判定を行い、可否結果をご通知します。なお、必要な添付書類などが無い場合には、保険料の減免の判定が出来ませんので、必ず添付いただきますようお願い申し上げます。

記

1 お問い合わせ・申請先

入間市役所 介護保険課 TEL 04-2964-1111 内線1344~1346
(介護保険課のみ受付します。支所などの出先機関では受付できません)

※市役所にお越しになれない場合は、郵送でご申請ください。

〒358-8511 入間市豊岡1丁目16番1号 入間市役所 介護保険課介護保険担当 宛

2 対象者

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者
- (2) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次に掲げる要件のすべてに該当する第1号被保険者
 - ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
 - イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計金額が400万円以下であること。

3 申請に必要な書類

1. 「介護保険料減免申請書」

※減免を受けようとする理由や減少する収入の種類及び金額を記入してください。

2. 身分証明書の写し（郵送の場合は、身分証明の写しを同封してください）

- ・運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（個人番号通知カード不可）など

以下対象となる要件により添付書類が異なります。

対象者（1）に該当する場合

- ・「医師の診断書」の写し又はその他の証明できる書類

対象者（2）に該当する場合

②-1 収入が減少した第1号被保険者

- ・「収入・所得明細書」と源泉徴収票、給与明細書等の写し又はその他の証明できる書類（前年分と本年分の両方）

②-2 事業を廃止や失業した第1号被保険者（②-1の書類と合わせて）

- ・廃業届、離職票、解雇通知、事業主による証明書など

4 減免対象となる保険料

①令和4年度分の保険料で、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの納期限（特別徴収の場合は年金支払日）が設定されているもの

②令和3年度相当分の介護保険料であって、令和3年度末に資格を取得したことにより、令和4年4月以降に普通徴収の納期限が到来するもの

5 申請期限

令和5年3月31日まで

6 減免額

対象となる方の状況によって、減免額は次の表のとおりとなります。

対象者	減免額																
(1) に該当する方	減免対象となる保険料の全部																
(2) に該当する方	<p>次の(表1)で算出した対象保険料額に、(表2)の区分に応じた減額または免除の割合をかけて得た額</p> <p>【保険料減免額の計算式】</p> <p>対象保険料額 (A × B / C) × 減額または免除の割合 (D)</p> <p>= 保険料減免額</p> <p>(表1)</p> <table border="1" data-bbox="647 999 1469 1382"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">対象保険料額 = A × B / C</td> </tr> <tr> <td colspan="2">A : 当該第1号被保険者の減免対象となる保険料額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">B : 第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の10分の3以上減少することが見込まれる事業収入等に係る令和3年の所得額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">C : 第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の令和3年の合計所得額</td> </tr> </table> <p>(表2)</p> <table border="1" data-bbox="624 1453 1390 1626"> <thead> <tr> <th>世帯の主たる生計維持者の令和3年の合計所得金額</th> <th>減額または免除の割合 (D)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>210万円以下であるとき</td> <td>10/10</td> </tr> <tr> <td>210万円を超えるとき</td> <td>10/8</td> </tr> <tr> <td>前年の合計所得金額にかかわらず事業等の廃止、失業</td> <td>10/10</td> </tr> </tbody> </table>	対象保険料額 = A × B / C		A : 当該第1号被保険者の減免対象となる保険料額		B : 第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の10分の3以上減少することが見込まれる事業収入等に係る令和3年の所得額		C : 第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の令和3年の合計所得額		世帯の主たる生計維持者の令和3年の合計所得金額	減額または免除の割合 (D)	210万円以下であるとき	10/10	210万円を超えるとき	10/8	前年の合計所得金額にかかわらず事業等の廃止、失業	10/10
対象保険料額 = A × B / C																	
A : 当該第1号被保険者の減免対象となる保険料額																	
B : 第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の10分の3以上減少することが見込まれる事業収入等に係る令和3年の所得額																	
C : 第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の令和3年の合計所得額																	
世帯の主たる生計維持者の令和3年の合計所得金額	減額または免除の割合 (D)																
210万円以下であるとき	10/10																
210万円を超えるとき	10/8																
前年の合計所得金額にかかわらず事業等の廃止、失業	10/10																

(2) に該当する方の計算例

第1号被保険者の属する世帯の生計維持者の収入が次の表のとおりであり、当該第1号被保険者の令和4年度の年額保険料が109,600円であった場合の減免額は、

令和3年		令和4年
事業収入300万円	事業所得200万円	事業収入210万円 (10分の3減少)
不動産収入100万円	不動産所得50万円	不動産収入100万円

109,600円 × (200万円 / (200万円 + 50万円)) × 10分の8 = 70,144円 です。

(A) (B) (C) (D)